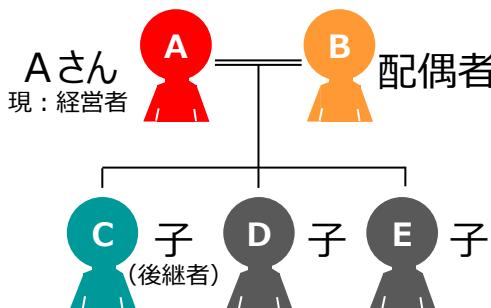


生命保険の死亡保険金は、死亡保険金受取人の固有の財産です

<イメージ図>



<Aさんがご加入を検討中の生命保険>

生命保険

▲←保険料払込期間→▲

契約者：Aさん



被保険者：Aさん



死亡保険金受取人：Cさん



相続・事業承継の場面において、個人契約の生命保険は、

►相続税(非課税枠の活用等)の面だけでなく、

►遺産分割や遺留分対策等に必要な財源の確保 等においても、大きな役割を果たします。

当資料では、特に、

生命保険の死亡保険金は、死亡保険金受取人の固有の財産ということについて、設例をもとにご案内致します。

<設例>

左記のご家族は、Aさんに相続が発生した際の対策を検討されており、Aさんは、次の生命保険へのご加入を検討なさっています。なお、Cさんは、Aさんの事業を引継ぐことが決まっており、Dさんと、Eさんは、事業には関係していません。

Q1 「すべての財産をEへ相続させる」という、Aさんの遺言があった場合は？

上記の遺言があつても、生命保険の死亡保険金は、**死亡保険金受取人の「固有の財産」**なので、Cさんは、そういう遺言の存在にかかわらず、死亡保険金の支払を受けることができます。

※ただし、例えば、「死亡保険金受取人をEへ変更する」という旨の遺言があった場合は、保険会社の所定の手続きを経て、死亡保険金受取人はEさんとなります（詳しくは、各生命保険会社へお問合せください）。

なお、例えば、上記の「すべての財産をEへ相続させる」という遺言の他に、それよりも後日付でAさんが作成した別の遺言（「すべての財産をDへ相続させる」）が見つかった場合は、後日付の遺言が優先されます。

このような場合には、後日付の遺言を作成した当時、**Aさんには十分な判断能力（遺言能力）がなかったはずだ等の争いとなるケース**もあります。仮に**そのような争いが生じたとしても**、生命保険の死亡保険金は、**死亡保険金受取人の「固有の財産」**なので、Cさんが死亡保険金の支払を受けることには変わりありません。

Q2 Cさんの固有の財産だとしても、他の相続人から遺留分を請求されることもあるのでは？

原則として、「**遺留分算定の基礎となる財産**（被相続人の財産）」に算入されません。

※ただし、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合」には、「**遺留分算定の基礎となる財産**」に算入されると考えられています（参考として裏面をご参照ください）。

Q3 Cさんが、相続放棄をした場合は？

死亡保険金受取人の「固有の財産」なので、相続放棄をするか否かにかかわらず、Cさんは、死亡保険金の支払を受けることができます。

※ただし、被相続人の債務を、免れることを目的とした場合等については、「保険事故発生時の『解約返戻金相当額』は、相続債権者の追求（差押えなど）を免れない」という考え方もあります。

Q4 相続税の取扱いは？

相続税の計算においては、Cさんが支払を受けた上記死亡保険金は、税務取扱い上、「**みなし相続財産**」として、相続税課税の対象となります。しかし、相続人が支払を受けた死亡保険金は、**「500万円×法定相続人数」**で計算した額までは、**相続税が非課税**です。※相続税の基礎控除等とは別枠で活用できます。

主 文

本件抗告を棄却する。
抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告代理人〇〇〇〇〇〇、同〇〇〇〇〇、同〇〇〇〇〇の抗告理由について

1 本件は、AとBの各共同相続人である抗告人らと相手方との間におけるそれぞれの被相続人の遺産の分割等申立て事件である。

2 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 抗告人ら及び相手方は、いずれもAとBの間の子である。Aは平成2年1月2日に、Bは同年10月29日に、それぞれ死亡した。Aの法定相続人はB、抗告人ら及び相手方であり、Bの法定相続人は抗告人ら及び相手方である。

(2) 本件において遺産分割の対象となる遺産は、Aが所有していた第1審の審判の別紙遺産目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）であり、その平成2年度の固定資産税評価額は合計707万7100円、第1審における鑑定の結果による平成15年2月7日時点の評価額は合計1149万円である。

(3) A及びBの本件各土地以外の遺産については、抗告人ら及び相手方との間において、平成10年11月30日までに遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し（その内容は原決定別表1及び2のとおり。）、これにより、相手方は合計1387万8727円、抗告人X1は合計1199万6113円、抗告人X2は合計1221万4998円、抗告人X3は合計1441万7793円に相当する財産をそれぞれ取得した。なお、抗告人ら及び相手方は、本件各土地の遺産分割の際に上記遺産分割の結果を考慮しないことを合意している。

(4) 相手方は、AとBのためにa市内の自宅を増築し、AとBを昭和56年6月ころからそれぞれ死亡するまでそこに住ませ、痴呆状態になっていたAの介護をBが行うのを手伝った。その間、抗告人らは、いずれもA及びBと同居していない。

(5) 相手方は、次の養老保険契約及び養老生命共済契約に係る死亡保険金等を受領した。

ア 保険者をC保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、**死亡保険金受取人を相手方とする養老保険**（契約締結日平成2年3月1日）の**死亡保険金500万2465円**

イ 保険者をD保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、**死亡保険金受取人を相手方とする養老保険**（契約締結日昭和39年10月31日）の**死亡保険金73万7824円**

ウ 共済者をE農業協同組合、共済契約者をA、被共済者をB、共済金受取人をAとする養老生命共済（契約締結日昭和51年7月5日）の死亡共済金等合計219万4768円（入院共済金13万4000円、死亡共済金206万0768円）

(6) **抗告人らは、上記（5）の死亡保険金等が民法903条1項のいわゆる特別受益に該当すると主張した。**

3 原審は、前記2（5）の死亡保険金等については、同項に規定する遺贈又は生計の資本としての贈与に該当しないとして、死亡保険金等の額を被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に加えること（以下、この操作を「持戻し」という。）を否定した上、本件各土地を相手方の単独取得とし、相手方に対し抗告人ら各自に代償金各287万2500円の支払を命ずる旨の決定をした。

4 前記2（5）ア及びイの死亡保険金について

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく**死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得する**のであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）。また、**死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない**（最高裁平成1年（受）第1136号同14年11月5日第一小法廷判決・民集56巻8号2069頁参照）。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行して取得した**死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解する**のが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、**保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものである**と評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するの

が相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

これを**本件についてみると**、前記2（5）ア及びイの死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺産分割の対象となった本件各土地の評価額、前記の経緯からうかがわれるBの遺産の総額、抗告人ら及び相手方と被相続人らとの関係並びに本件に現れた抗告人ら及び相手方の生活実態等に照らすと、上記**特段の事情があるとまではいえない**。したがって、**前記2（5）ア及びイの死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということはできない**。

5 前記2（5）ウの死亡共済金等について

上記死亡共済金等についての養老生命共済契約は、共済金受取人をAとするものであるので、その死亡共済金等請求権又は死亡共済金等については、民法903条の類推適用について論ずる余地はない。

6 以上とおりであるから、前記2（5）の死亡保険金等について持戻しを認めず、前記3のとおりの遺産分割をした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 福田博 裁判官 梶谷玄 裁判官 滝井繁男 裁判官 津野修）

※当資料に記載の内容は2023年8月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

監修：あかねくさ法律事務所 角田智美弁護士

生23-3366、代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部